

令和7年度 京都市立祥栄小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

祥栄小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

- ・校長　・教頭　・教務主任　・生徒指導主任（いじめ等主任）
- ・各担任　・教育相談主任　・養護教諭　・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー　・当該学年

ウ 開催時期

定例委員会は、毎月第2火曜日に開催する。（緊急時の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や年間計画を立てる。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討を行う。
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有を行う。
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、分析結果を保護者・地域に周知する。
- ・評価アンケートの結果の分析と取組におけるP D C Aサイクルでの見直しを行う。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認を行う。
- ・重大事態に対する判断と対応の組織化を図る。
- ・関係機関、専門機関との連携対応を進める。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・黒板回りの掲示物を精選する。
- ・校内掲示板を積極的に活用する。（児童作品掲示・学習成果物掲示・学習過程掲示）
- ・スピーチや作文など、さまざまな場面で言語活動の充実を図る。
- ・学校図書館に教科書と関連した本を整備する。

イ 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・交換授業や教科担任制、少人数学習を推進する。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、「特別の教科 道徳」の研究活動を発展させるよう意識し、道徳教育の充実を図る。
- ・毎月人権学習として、「なかまの日」を設定し、互いに認め合い、人間として尊重し合う態度を育成する。
- ・人権月間におけるスローガンを作成し掲示する。
- ・警察やスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。
- ・非行防止教室や薬物乱用防止教室、スマホ教室等を実施する。

エ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会による児童会目標の掲示を行う。
- ・委員会活動になかよし委員会を設置し、みんなが過ごしやすい取組を考え、取り組んでいく。
- ・よりよい学校づくりを目指す、児童会による定期的な話し合い活動（祥栄サミット）を推進する。
- ・兄弟学年等の異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力を育成する。
- ・たてわりグループを利用した「たてわり遊び」や「たてわりそうじ」を行う。
- ・児童会計画委員会や祥栄サミットにおいて、いじめに立ち向かう活動等について話し合う。
- ・いじめ防止に向けた標語、ポスターの作成と掲示を行う。
- ・学校行事を通しての人間関係づくりを進める。
- ・地域行事（ふれあいフェスティバル）やPTA行事・おやじの会の取組を通して絆づくりを図る。
- ・地域やPTAと共に取り組むあいさつ運動を推進する。
- ・宿泊学習の取組を通して仲間づくりを進める。
- ・学校行事などを通して人間関係づくりを進める。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通して、自他の生命を尊重する活動を推進する。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・朝会において、いじめ対策委員会の役割とメンバーを知らせる。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・積極的な挨拶の励行・指導を行う。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童にも知らせ、学級での話し合いを大切にする。

カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動を行う。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。

キ その他

- ・学校評価アンケートの結果分析をし、成果と課題を周知する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、不登校・いじめ対策委員等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(a) アンケートの実施

- ・全学年でいじめアンケートを6月（記名式）、12月（記名式）に実施する。
- ・4～6年でクラスマネジメントシートを活用したアンケートを7月、1月に実施する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(b) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施する。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化を行う。
- ・S Cとの連携による教育相談を進める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処。

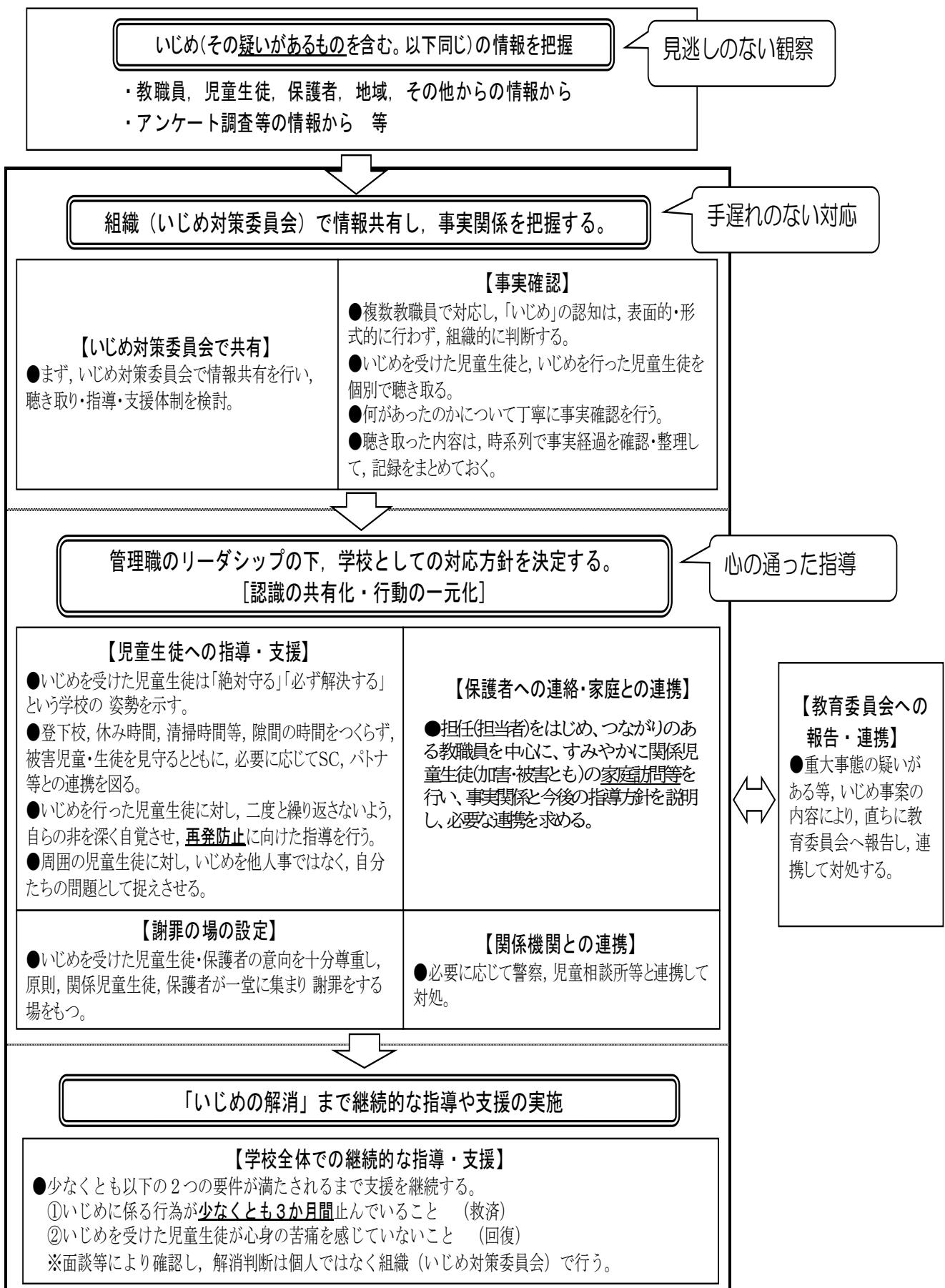
- ・生徒指導部会においてアンケート結果の集計・分析を行う。
- ・全教職員でアンケート調査結果の情報共有を図る。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を早急に開き、対応などの検討事項を全教職員で情報共有する。
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。
- ・京都府警のO Bによるいじめ防止教室でS N S等について研修を積み重ねる。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「スマホ教室」での内容を他学年の児童にも周知する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・登校、休み時間、掃除中など、校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。
- ・いじめの温床となりやすいSNS等についての認識を深め、児童の言動に注意する。

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、5月、7月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「祥栄小学校不登校・いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「いじめに関するアンケート（記名式）・クラスマネージメントシートの結果を基にした研修」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・京都市立祥栄小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立祥栄小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポートとの連携を密にしておく。
- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知
- ・人権学習や「特別の教科 道徳」の学習の参観授業を通して保護者への啓発活動を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、

- ① 命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- と定義されている。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ・事実関係を明確にするための調査
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた適切な措置。
- ・同種の事態発生の防止に向けた取組の推進

を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発等
4	職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	入学式・学級開き 祥栄サミット (通年)		学級懇談会
5	いじめ対策委員会（1回） 学級経営方針の交流会 生徒指導校内研修会 気になる児童の確認	朝会でいじめ対策委員会の周知 なかまの日 1年生を迎える会 たてわり集会 4年非行防止教室 5年花背山の家	教育相談週間	希望制家庭訪問 学校いじめの防止等基本方針の周知 (PTA総会・HP) 休日参観

6	いじめ対策委員会（2回） 第1回いじめに関するアンケート結果の情報共有	なかまの日 6年修学旅行	第1回いじめに関するアンケート(記名式)の実施 個別面談	
7	いじめ対策委員会（3回） クラマネ結果による学級実態把握と学級経営方針の確認 生徒指導研修会 「いじめを早期発見するための取組について」	なかまの日	第1回クラスマネジメントシートの実施 情報モラル教室（高）	個人懇談会
8	いじめ対策委員会（4回） 学校いじめ防止プログラムの見直しの共有①P D C Aサイクル		生活リズム調査	
9	いじめ対策委員会（5回） 長期休業明けの学年・学級の様子についての共通理解と今後の方針	なかまの日 授業を伴う研修（社会科）	教職員・児童の評価 保護者・地域の評価 生活習慣アンケート	学級懇談会 生活習慣アンケート結果公開（保健だより・HP）
10	いじめ対策委員会（6回） 学校評価結果を踏まえた実態把握と今後の方針確認	なかまの日 体育学習発表会 授業を伴う研修（道徳） 祥栄ふれあいまつり（地域行事）	教育相談週間 非行防止教室（全）	学校評価の結果・分析の説明（学校運営協議会）周知（学校だより・HP）
11	いじめ対策委員会（7回） 各学年・学級における現状の情報交換	なかまの日 人権参観（特別の教科 道徳他） 人権標語の作成と発表 洛南中学校ブロッ ク人権作品交流		人権参観・講演会
12	いじめ対策委員会（8回） 学校いじめ防止プログラムの見直しの共有②P D C Aサイクル	なかまの日	第2回いじめに関するアンケート(記名式)の実施 個別面談	個人懇談会
1	いじめ対策委員会（9回） 第2回いじめアンケートの情報共有	なかまの日 音楽フェスティバル	第2回クラスマネジメントシートの実施 生活習慣アンケート	生活習慣アンケート結果公開（保健だより・HP）
2	いじめ対策委員会（10回） 各学年・学級における現状の情報交換 生徒指導研修会 「各学級の実態把握」	なかまの日 たてわり集会	教職員・児童の評価 保護者・地域の評価 生活リズム調査	学級懇談会
3	いじめ防止プログラムの見直しの共有③P D C Aサイクル 年間のふりかえり 次年度の基本方針の確認	6年生を送る会 なかまの日 卒業式		学校評価の結果・分析の説明（学校運営協議会）周知（学校だより・HP）

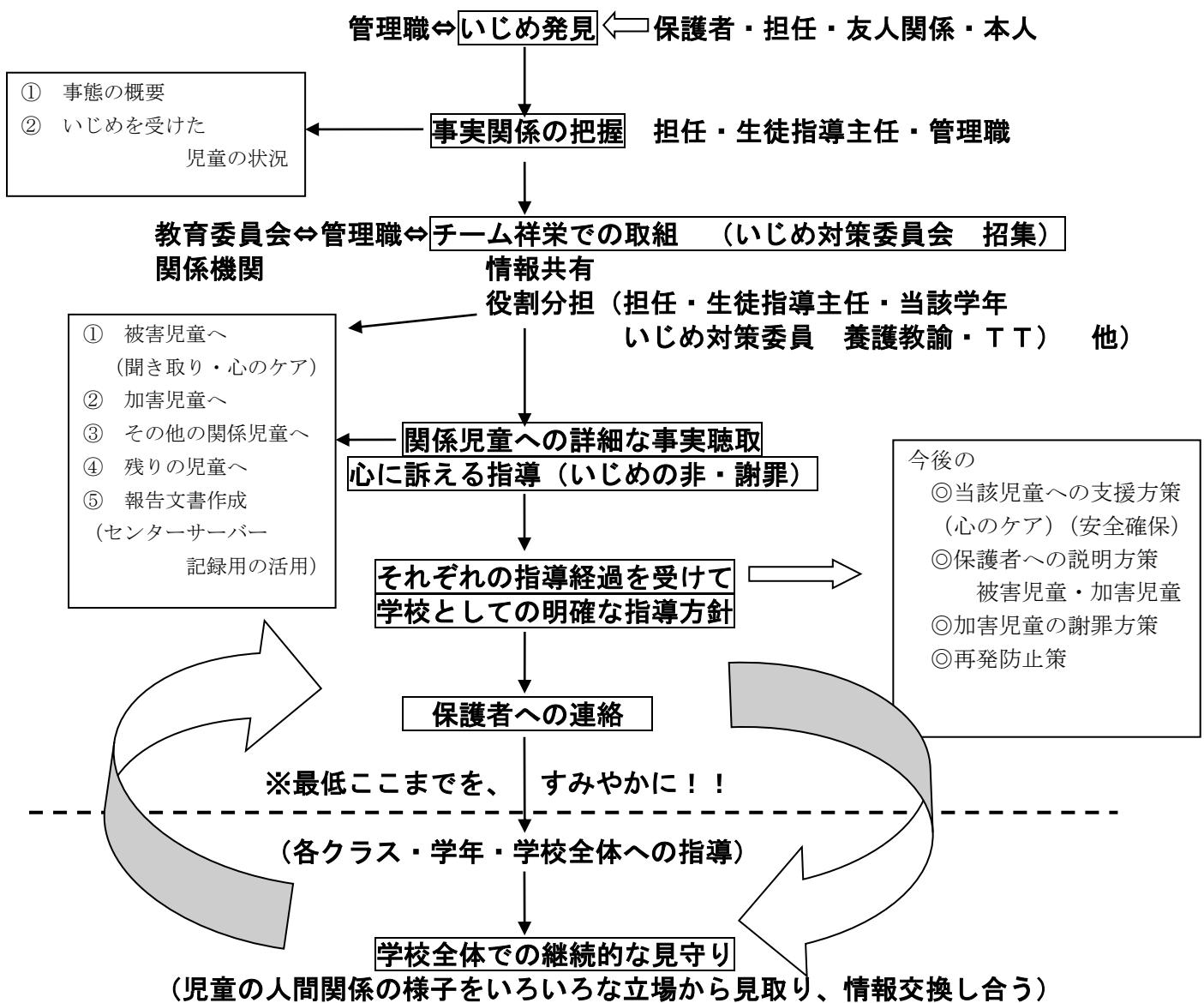
いじめ事案発覚時の措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)

早期発見、早期対応

- ・組織的な（担任任せにならない）対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行うとともに、登下校時、休み時間、掃除時間等も安全確保を行う。
- ・加害児童への責任ある指導。いじめの非、謝罪の気持ち→謝罪
- ・担任は保護者に連絡し（家庭訪問）適切な連携を図る。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。再発防止。

※校内指導体制



クラスマネジメントの4つの⑦・・・「相談報告・即時対応・組織対応・早期発見」